

① 欧州の特許制度

(1) 欧州特許条約 (EPC)

欧州特許庁 (EPO) に出願し、審査が通り登録された後に、権利が必要な国で有効化します。各国の特許庁で審査を受ける必要はありませんが、有効化以降は各国の権利となり、手続も各国ですることになります。

(2) Euro-PCT

PCT国際出願を欧州に国内移行したもので、移行後はEPCと同様の流れとなります。

(3) 欧州単一効特許

欧州全域 (ではなく今のところ制度に参加している国だけ) で有効な特許制度が2023年4月から予定されています。欧州特許庁で審査が通った後に、従来の欧州特許か単一効特許を選択できます。

<参加国>

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロベニア、スウェーデン、ドイツ、キプロス、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ルーマニア、スロバキア

<非参加国>

スペイン、クロアチア、ポーランド

<非EU国>

イギリス、ノルウェー、スイス



② 欧州の意匠制度

(1) 登録共同体意匠 (RCD)

欧州連合知的財産庁 (EUIPO) に出願し、審査が通り登録されると、欧州連合 (EU) 全域で保護されます。

(2) ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際登録

国際登録出願する際にEUを指定国とすることができます。

③ 欧州の商標制度

(1) 欧州連合商標 (EUTM)

欧州連合知的財産庁 (EUIPO) に出願し、審査が通り登録されると、欧州連合 (EU) 全域で保護されます。

(2) マドリッド協定議定書 (マドプロ) に基づく国際登録

国際登録出願する際にEUを指定国とすることができます。

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。

どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F